

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼
保育所等入所申込書（ 新規・転所 ） ※新規・転所いずれかに○をしてください。

※「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園（保育部門）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をいいます。
※「転所」とは入所希望月において（市内・市外を問わず）保育所等の在籍枠が確保されている児童が別の園に転園するための申込みをいいます。
退所日が決まっている場合は、「新規」となります。

国分寺市長 殿

申込日令和 年 月 日

保護者住所		受付印	受付者	二次 障害児 あり市外 の市外
保護者氏名				
連絡先	第1希望（自宅・父携帯電話・母携帯電話）（ ）			
	第2希望（自宅・父携帯電話・母携帯電話）（ ）			
	第3希望（自宅・父携帯電話・母携帯電話）（ ）			

次のとおり申し込みます。

申込児童	ふりがな氏名	生年月日		令和8年4月1日時点での年齢		希望する保育時間	
		年 月 日			歳児クラス	※保育を必要とする事由によっては、希望どおりに利用できない場合があります。	
	個人番号					いずれかを選択してください。	
		年 月 日			歳児クラス	☐ 保育標準時間利用（最長11時間）を希望する。	
	個人番号					☐ 保育短時間利用（最長8時間）を希望する。	
		年 月 日			歳児クラス		
	個人番号						
	希望保育所等 ※第7希望以降は欄外の余白に御記入ください。	第1希望	番号	(国分寺市)	第4希望	番号	(国分寺市)
		第2希望	番号	(国分寺市)	第5希望	番号	(国分寺市)
第3希望		番号	(国分寺市)	第6希望	番号	(国分寺市)	
保育の実施を希望する期間	年 月 1日から		☐ 小学校就学始期まで ☐ 年 月 日まで		※保育の実施を必要とする事由により承諾期間が短くなる場合があります。		
現在の入所保育所等名	※現在の保育所の退所日が決まっている場合は、その日付を御記入ください。 年 月 日						
2人以上のきょうだいと同時に入所申込みを行う場合（該当の番号に○）							
1. 申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所できる場合のみ入所する。							
2. 別々の保育所等であっても、申込児童全員が同時に入所できる場合のみ入所する。							
3. 入所できるのが申込児童全員でない場合も入所する。							
※希望保育所等によって異なる扱いはできません。（詳細は、国分寺市保育所等入所案内《利用案内編》参照）							
1. 2を選択した場合、『調整指数表』25番の加点があります。							
2. 3を選択した場合、希望順位よりも同じ保育所等に入所することを優先して選考します。							
(例：上の子が第1、2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望の保育所等のみ入所可能なとき、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。)							

申込児童の家庭状況 同居の親族を全員記入してください（申込児童の記入は不要）

同居の親族（全員）	ふりがな 氏名		続柄	生年月日		きょうだいがいる場合、通っている保育所等、幼稚園、学校等 ※保護者が別居している場合は、住所をご記入ください。
			父	年 月 日		
	個人番号					
			母	年 月 日		現在妊娠 ☐ している ☐ していない ※妊娠中の方は、入所案内《利用案内編》を必ずご確認ください。
	個人番号					
				年 月 日		
	個人番号					
				年 月 日		
	個人番号					
				年 月 日		
	個人番号					
				年 月 日		
	個人番号					

※20 歳以上 64 歳以下で同一敷地内に居住している親族については、保育を必要とする事由に応じた書類を提出してください。
なお、65 歳以上であれば、保育をすることができないものとしてみなしますので、書類提出は不要です。
※生計を一にしている別居の子がいる場合、扶養対象者申告書及びその証明書類（源泉徴収票・確定申告書の写し等）を提出してください。

※同意事項について

- 1. 通知書の送付先、世帯員の確認を目的とし、住所及び世帯状況について市が保有する情報を閲覧すること。
- 2. 利用者負担額の算定等を目的とし、課税状況について市が保有する情報を閲覧すること。
- 3. 上記 2 において利用者負担額の算定等に必要がある場合は、子ども・子育て支援法第 16 条の規定により、他市区町村へ課税状況を照会すること。
- 4. 利用者負担額（副食費免除に係る情報を含む。）や連絡先等について、入所する特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 5. 関係書類の記入漏れや内容について、市が本人や勤務先等の関係機関へ照会し、必要に応じて補記・修正をすること。
- 6. 保護者等の保育を必要とする事由が変更となった場合には、その内容について速やかに市に報告すること。
- 7. 記載事項が事実と異なる場合又は利用要件がなくなった場合は、利用決定又は利用内定を取り消す場合があること。

私は、以上の内容について同意します。

署名・父

署名・母